

許可申請書等の記載例

平成29年5月

千葉県知事への産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を行わないもの）の許可申請等に係る提出書類のうち、指定様式によるものの記載について各様式ごとに説明しています。

なお、各様式に記載してある内容は、その記載方法を例示したものであって、記載事項相互の関連はありませんのでご留意ください。

第2章 目次

◆ 新規許可申請	
◇ 許可申請書（新規申請の場合）	2
◇ 事業計画の概要書	
・ 事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の種類等（様式1・その1）	5
・ 運搬施設の概要（様式1・その2）	7
・ 収集運搬業務の具体的な計画（様式1・その3）	9
・ 環境保全措置の概要（様式1・その4）	10
◇ 車両・船舶・容器等の写真（様式2）	11
◇ 事務所・駐車場の案内図及び駐車場の平面図（様式3）	12
◇ 誓約書（様式4）	13
◇ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法（様式5）	14
◇ 収支計画書（様式6）	15
◇ 資産に関する調書（様式7）	16
◇ 従業員名簿（様式8）	17
◆ 更新許可申請	
◇ 許可申請書（更新申請の場合）	18
◇ 変更事項確認書（様式9）	21
◆ 事業範囲変更許可申請	
◇ 事業範囲変更許可申請書（品目の追加の場合）	22
◇ 事業計画の概要書	
・ 事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の種類等（様式1・その1）	25
・ 運搬施設の概要（様式1・その2）	26
・ 収集運搬業務の具体的な計画（様式1・その3）	27
・ 環境保全措置の概要（様式1・その4）	28
◆ 変更届	
◇ 変更届出書（申請者の住所・車両・駐車場・役員等の変更の場合）	29
◇ 新旧対照表（様式10）（役員・株主の変更の場合）	30
◇ 運搬施設の概要（様式1・その2）（車両の変更の場合）	31
◆ 廃止届	
◇ 廃止届出書（事業の廃止・取り扱う品目の一部廃止の場合）	32
◆ 資料	
◇ 日本標準産業分類（平成25年10月改定）中分類項目	33

記載例 許可申請書(新規申請の場合)

※特別管理産業廃棄物の新規許可申請書(様式第十二号)についても、この例によって記載してください。

様式第六号(九条の二関係)

(第1面)

新規 更新

「新規」を○で囲んでください。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

提出する日を記載してください。

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

法人にあっては登記簿に記載されている住所、名称等を、個人にあっては住民票に記載されている住所、氏名を、記載してください。

申請者 〒000-0000
 住所 ○〇県○〇市○〇町○〇丁目○〇番地
 氏名 株式会社 ○ ○ ○ ○
 代表取締役 ○ ○ ○ ○
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 000-000-0000
 担当者名

該当するものを○で囲んでください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

取扱い品目に、「廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の3品目が同時に入っている場合は、自動車等破砕物を「含む」か「除く」かを必ず記載してください。含む場合は、それに伴う事業計画が必要です。
 ※家電4品目のみを運搬する場合は、「(特定家庭用機器廃棄物に限る)」と記載してください。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

1 事業の区分 積替え、保管を(行う **行わない**)
 2 取り扱う廃棄物 **(⑤⑥⑦は自動車等破砕物を除く。)**
 ①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類
 (⑤⑦⑧については、石綿含有産業廃棄物を含む)
 (①②③④⑥については、石綿含有産業廃棄物を含まない)

許可を得たい品目名を記載してください。

品目名には、通し番号を付してください。

事務所及び事業場の所在地

事務所 〒000-0000
 ○〇県○〇市○〇町○〇丁目○〇番地
 電話番号 000-000-0000

事業場
 電話番号

取り扱う産業廃棄物に、石綿含有産業廃棄物を「含む」か「含まない」かを必ず記載してください。「含む」場合は、それに伴う事業計画が必要です。

事業の用に供する施設の種類及び数量

1 車両 ; 4台 (4種類)
 2 容器 ; コンテナ 3個 (1種類)
 ドラム缶 5本 (2種類)
 ポリエチレン缶 5本 (1種類)

積替・保管を行わない場合は、記載の必要がありません。

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

許可申請品目の収集運搬に使用するすべての運搬施設(車両、容器等)の種類、数量を記載してください。

※事務処理欄

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名		許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
	〇〇県		第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	
	〇〇市		平成〇〇年〇〇月〇〇日申請	
申請者（個人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本住	籍所	
(法人である場合)				
(ふりがな) 名称		住	所	
〇〇〇〇〇〇 株式会社		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地		
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本住	籍所	
(法人である場合)				
(ふりがな) 名称		住	所	
役員（法定代理人が法人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本住	籍所	
	役職名・呼称			
役員（申請者が法人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本住	籍所	
	役職名・呼称			
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		
	代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地		
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	〇〇〇		
	取締役	××県××市××町××丁目××番地		
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地		
	監査役	同上		

事業範囲変更許可申請書の2面とは様式が違いますので注意してください。

申請中のものも記載してください。該当ない場合には、「該当なし」と記載してください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。

許可証の写しは事業計画に係るもの以外は添付を要しません。事業計画に係るものは、事業計画の概要書の末尾（インデックス「許可証」）に添付してください。

申請者が個人である場合はこの欄に記載してください。

該当ない場合には、「該当なし」と記載してください。

外国人にあっては国籍を記載してください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。

※ 氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付してください。

発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき)

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	3,000,000円
(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	400株	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
		40%	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	100株	〇〇〇 ← 外国人にあっては国籍を記載してください。	
		10%	××県××市××町××丁目×番地	
〇〇〇建設		500株		
		50%	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。		%		
		%		
		%		
		%		

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
〇〇〇〇〇〇 △△△△	昭00.00.00	△△県△△市△△町△△丁目△△番地 ← 外国人にあっては国籍を記載してください。
	△△支店長	同上
この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。		

備考

- ※欄は記入しないこと
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

この欄は県収入証紙貼付欄です。申請書をパソコン等で作成する場合は、必ずこの欄を作ってください。

※ 氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付してください。

●令第6条の10に規定する使用人とは

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

- 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有するものを置くもの

記載例 事業計画の概要書

様式1 (その1)

事業の全体計画
(1)~(3)は、排出事業者ごとに作成してください。

事業計画の概要書

1 事業の全体計画 (事業範囲の変更の場合には、変更に係る計画を記載すること。)

(1)事業の概要

例1;排出事業者の依頼を受け、〇〇の製造過程で発生する産業廃棄物を中間処分場に搬入する予定である。

例2;下請けとして行う建設(家屋解体)工事現場から発生する産業廃棄物を中間(最終)処分場に収集運搬する予定である。

(2)予定排出事業者

ア 事業者の住所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

エ 排出場所

例1;〇〇県××市××町〇〇番地

例2;〇〇県内の建設(家屋解体)工事現場

イ 氏名又は名称

株式会社 〇〇〇〇

オ 電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

ウ 業種

〇〇業

日本標準産業分類の中分類の該当するものを記載してください。(P33参照)

(3)収集運搬する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類、運搬量及び予定運搬先等

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類 (許可申請品目)	1ヶ月当り運搬量 (t, m ³)	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	性状	予定運搬先	
				搬入先事業者の氏名又は名称	処理施設の所在地
1 汚泥 (石綿含有産業廃棄物を含まない)	5t	なし	泥状	××××(株)	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇番地
2 廃油 (石綿含有産業廃棄物を含まない)	20m ³	なし	液状		
3 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含まない)	8t	なし	固形状	〇〇〇〇(株)	〇〇県□□市□□町 〇〇番地
4 金属くず (石綿含有産業廃棄物を含まない)	5t	なし	固形状		
5 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含まない)	5t	なし	固形状		
6 がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含まない)	10t	なし	固形状		
7 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	2t	なし	固形状	□□□□(株)	〇〇県□□市□□町 〇〇番地
8 がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	20t	なし	固形状		

備考

- 許可申請品目に応じた排出事業者ごとに1枚作成することとし、予定運搬先が2箇所以上あるときは、許可申請品目を予定運搬先ごとに記載すること(予定運搬先が異なるごとに区分線を入れる)。
- 許可申請品目が記載しきれないときは、この様式(当該部分)の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

混合廃棄物を扱う場合は、その名称を記載してください。

P6 [注1]

産業廃棄物を積込む場所を記載してください。その場所が建設工事現場等で特定できない場合は、次のように記載してください。

(例)〇〇地域
〇〇市の現場

※排出場所が千葉県知事の許可区域外にあるときは、その区域を管轄する都道府県知事等の収集運搬業の許可も必要です。(当該許可証の写しの添付を要す。)

品目に応じた搬入先が必要です。品目は、予定運搬先ごとに記載し、予定運搬先が異なるごとに区分線を入れてください。

※処理施設等の所在地が千葉県知事の許可区域外にあるときはその区域を管轄する都道府県知事等の収集運搬業の許可も必要です。(当該許可証の写しの添付を要す。)

また、特別管理産業廃棄物の品目に限り、運搬先の処分業許可証の写しを要す。

石綿含有産業廃棄物を処理できる名称・所在地を記載してください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この様式の例により作成した続紙に記載し添付してください。

申請する車両等に見合う数量を記載してください。

積替え保管を行わない場合は、「なし」と記載してください。

性状(外観形状)は、液状、泥状、固形状、粉粒状の区分により記載してください。

●事業計画について

許可申請の軸をなす**事業計画**は、収集運搬業の基本的事項に関する計画であり、また、法の趣旨が廃棄物の適正な処理を求めるものであることから、**その内容は適法であり、排出事業者から搬入先までの具体的計画が確認できるもの**でなければなりません。

収集運搬業の許可は、この計画に沿って事業が実施されることを前提としており、事業計画の策定にあたって必要な事項を列挙すれば、概ね次のとおりです。

1 予定排出事業者及び取り扱う産業廃棄物

排出事業者から産業廃棄物の運搬の委託を受けることが予定されていること、また、当該事業場から排出される産業廃棄物の種類、性状、業務量などが把握できていることが必要です。

なお、産業廃棄物には、業務指定があるものと、そうでないものがある（木くず、紙くずなどは特定の業種から排出されるものに限り産業廃棄物とされている。）ことに留意してください。

2 搬入先の処理方法等の確認

搬入した産業廃棄物は、当該処分場等で適正に処理されなければなりません。搬入先処理業の許可の種類だけでなく、処理方法も確認しておく必要があります。

また、搬入先処理業の許可の種類に、限定事項が付されている場合がある（例；汚泥（建設工事汚泥に限る）など。）ので留意してください。

3 産業廃棄物の性状、業務量に応じた運搬施設の確保等

産業廃棄物には、液状、泥状、飛散しやすいもの、有害なものなどがあり、適切な車両、容器等の運搬施設を確保するとともに、その性状に応じた運搬方法も検討しておく必要があります。

また、計画業務量に見合った施設や人員の確保も必要です。

※取り扱う産業廃棄物と運搬施設 ⇒ P8

4 収集運搬における環境保全対策

産業廃棄物は、その扱い方によっては人の健康や地域環境を汚染するおそれがあるので、分別収集運搬、迅速な収集運搬、運搬車両・容器等の清潔など、収集運搬における環境保全面について検討しておく必要があります。

また、収集運搬における不測事態の発生時における対応についても検討しておく必要があります。

【注釈】

注1 経済活動の発展に伴って、廃棄物の組成も、分類された20種類の一つに限定されるとは限らなくなっており、特定家庭用機器（家電4品目）は、「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の混合物（混合廃棄物）としてとらえられています。

様式1 (その2)

2 運搬施設の概要									
(1) 車両・船舶・容器等									
種別・用途 (名称)	形状	登録番号	積載量(容器 の容量・数量)	新規	廃止	継続	産廃	特管	
				(該当欄に○印を付す)					
1	普通特殊	タンク車	〇〇11さ1111	3.7t	○			○	
2	普通貨物	ダンプ	〇〇11し1112	2.0t	○			○	
3	〃	キャブオーバー	〇〇11す3131	9.5t	○			○	○
4	〃	脱着装置付き コンテナ専用車	〇〇11せ5252	4.7t	○			○	
5	コンテナ	船底形		8m ³ ×3個	○			○	
6	ドラム缶	オープン蓋付き		2000×3本	○			○	
7	〃	クローズ		2000×2本	○			○	
8	灯油用ポリ エチレン缶	両口形		180×5本	○			○	
9									
10									
11									
12									
(2) その他の運搬施設									
備考									
1 許可申請品目の収集運搬に使用するすべての運搬施設を記載することとし、記載しきれないときは、この様式(当該部分)の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。									
2 変更届の場合は、既に届出したすべての車両等と、新たに届出する車両等を記載すること。									

許可申請品目の収集運搬に使用するすべての運搬施設を記載してください。

新規の欄に○印を付してください。

産廃と特管の共用的場合は、両方に○印を付してください。

容器は、容量と数量を記載してください。

車検証に表示のとおり記載してください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この様式の例により作成した続紙に記載し添付してください。

●取り扱う産業廃棄物と運搬施設について

取り扱う産業廃棄物の性状に応じ、環境省令で定める収集運搬施設の基準、他の法令にも違反することのないよう、適切な運搬車両、容器等を選定し、確保してください。

【例】

- ① 土砂等禁止車による鉱さい、がれき類の運搬はしない。
- ② 流動性のある汚泥は、バキューム車等の汚泥専用車を使用する。
- ③ 流出、又は飛散の恐れのある産業廃棄物（液状物、粉体物）をキャブオーバー等で運搬する場合は、ドラム缶等の容器を用いる。
- ④ 感染性産業廃棄物を運搬する場合は、保冷車等を使用し、バイオハザードマークを付した容器を使用する。
- ⑤ 廃石綿等を運搬する場合には、二重梱包できる容器を使用する。
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物を運搬する場合は、プラスチック袋又はフレキシブルコンテナなどに入れ、口を縛って運搬する。また、袋に入らないものは、プラスチックシートで包装されていること。
なお、運搬車両は、パッカー車及びプレスパッカー車は運搬できない。

●産業廃棄物の収集運搬の用に供する施設の基準（積替え保管を行わないもの）

産業廃棄物（規則第10条）	特別管理産業廃棄物（規則第10条の13）
産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。	<ol style="list-style-type: none"> ① 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 ② 廃油、廃酸、又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸、又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸、又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。 ③ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。 ④ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。

●産業廃棄物と運搬容器の組合わせの例

産業廃棄物の収集運搬には、その性状に応じた車両（専用車）を確保するのが望ましいが、容器を併用することによりキャブオーバー等で運搬が可能な場合が多い。

以下に、産業廃棄物と運搬容器の組合わせを例示したので参考にしてください。

主な容器	主な産業廃棄物
ド ラ ム 缶	燃え殻、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
オープンドラム缶（蓋なし）	
オープンドラム缶（蓋つき）	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、ダスト類
ク ロ ー ズ ド ラ ム 缶	廃油
ケ ミ カ ル ド ラ ム 缶	廃酸、廃アルカリ
プ ラ ス チ ック ド ラ ム 缶	廃酸、廃アルカリ
プ ラ ス チ ック 容 器	廃酸、廃アルカリ
石 油 缶	廃油
フ レ キ シ ブル ・ コ ン テ ナ	廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、ダスト類
大 型 コ ン テ ナ ※	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ダスト類

※脱着装置付コンテナ専用車用のコンテナは、舟底型（標準型）、密閉型、タンク型、平ボティ型などその種類は多い。

様式1 (その3)

3 収集運搬業務の具体的な計画

(1) 運搬方式

車両による

(2) 運搬方法

・汚泥

性状により、水密構造のダンプ又はバーキュウム車で運搬する。

・廃油

クローズドラム缶に入れ、キャブオーバーで、荷台にロープで固定し運搬する。

・廃酸、廃アルカリ

耐酸性、耐アルカリ性の密閉可能なポリエチレン缶に入れ、平ボディ車で、荷台全体をシートで覆い運搬する。

・金属くず

蓋付きオープンドラム缶に入れ、キャブオーバーで、荷台にロープで固定し運搬する。また、必要に応じ、荷台全体をシートで覆う。

・木くず、がれき類

ダンプに直積し、荷台全体をシートで覆い運搬する。

・感染性産業廃棄物

排出者においてバイオハザードマークを付した容器に入れ、密閉された状態で、保冷車で運搬する。

・石綿含有産業廃棄物については、梱包しシートで覆い、他の廃棄物と混合しないように仕切りを設けて運搬する。

(3) 収集運搬業務を行う時間、休業日

・業務時間；午前8時から午後5時まで

・休業日；日曜、祭日

(4) 収集運搬業に従事する従業員数（平成〇〇年〇〇月〇〇日現在）

① 役員	②政令第6条の10に 規程する 使用人	③ 事務員	④ 運転手	⑤ 作業員	⑥ その他	合計 (①～⑥まで)
3人	1人	(1) 1人	2人	(1) 1人	(1)人	(3) 8人

備考

運搬方法は、許可申請品目ごとに、それに応じた運搬方法を記載すること。なお、同一の方法によるものは、品目を一括して記載してさしつかえないこと。

許可申請品目ごとにそれに応じた運搬方法を記載してください。同一の方法によるものは、品目を一括して記載してさしつかえありません。

※廃棄物の運搬は、廃棄物が飛散、流出、悪臭を発生させない方法(車両だけの運搬では産業廃棄物が飛散、流出、悪臭が発生するおそれがある場合は容器等を用いる)で運搬する必要があります。

申請者の使用人であっても、収集運搬業に従事しない者は、除きます。

申請者が個人の場合は、役員を申請者と読み替えて記載してください。

兼務の者がいる場合は()書きで記載してください。

様式1 (その4)

4 環境保全措置の概要

(1) 収集運搬に際し講ずる措置

- ・ 分別収集、運搬に心がける。
- ・ 性状により、それに応じた容器等を併用し、流出、飛散、悪臭発散の防止に努める。
- ・ 収集運搬は迅速に行う。
- ・ 車両、容器等は常に清潔な状態であるよう努める。
- ・ 収集運搬の際の非常時に備え、定期的に従業員の訓練を行う。
- ・ 石綿含有産業廃棄物については、破砕することのないよう取り扱いに注意する。

収集運搬における環境保全対策を記載してください。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

なし

(3) その他

その他の事項について、講ずる措置があれば、記載してください。

記載例 車両・船舶・容器等の写真

様式2

車両・船舶・容器等の写真

車 両 登 録 番 号	
(船舶・容器等の名称)	

車両(船舶)は1台(艘)につき1枚、容器は1種類につき1枚を作成してください。

写真1 斜め前(容器は斜め上)から撮影したもの

(注)

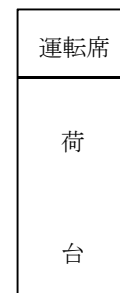
1 車両の写真
 ア 車全体を撮ること。
 イ ナンバープレートが確実に読み取れること
 ウ 車両には会社名等を表示するようにし、それが確実に読み取れること。
 ※船舶の写真は、車両に準じてください。

2 容器等の写真
 ア 蓋、キャップ等がわかるように(蓋付きオープンドラム缶等は蓋を開けた状態で)撮ること。
 イ 同一の容器を複数使用するときは、容器の種類ごとに1枚の写真でさしつかえない。

- この車両等で運搬する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類は次のとおり。
(該当番号を○で囲む)
- 【産業廃棄物】
- 1 燃え殻
 - 2 汚泥
 - 3 廃油
 - 4 廃酸
 - 5 廃アルカリ
 - 6 廃プラスチック類
 - 7 紙くず
 - 8 木くず
 - 9 繊維くず
 - 10 動植物性残渣
 - 11 動物系固形不要物
 - 12 ゴムくず
 - 13 金属くず
 - 14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - 15 鉱さい
 - 16 がれき類
 - 17 動物のふん尿
 - 18 動物の死体
 - 19 ばいじん
 - 20 上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの。
- 上記のうち
- A 石綿含有産業廃棄物を含む。
 B 石綿含有産業廃棄物を含まない。

※車両の写真は、次の要領で撮ってください。

①対角線上から撮る。



②日中、屋外で撮る。(逆光に注意)

③明暗の差が大きいときは、フラッシュを使用する(特に、ナンバーが影の部分にあるとき)。

この車両等で運搬する品目番号を○で囲んでください。なお、運搬品目は、事業計画の概要書(運搬方法)に記載した内容と一致している必要があります。

石綿含有産業廃棄物を含むか含まないか、いずれかに○で囲んでください。

写真2 斜め後ろから撮影したもの

(注)

1 車両の写真
 ア 車全体を撮ること。
 イ ナンバープレートが確実に読み取れること。
 ウ 荷台部分がわかるよう、空の状態でも撮ること。
 ※保冷車等は、荷台内部(冷凍機部分がわかるように)も撮り、裏面に貼付すること。
 ※建設汚泥等を運搬する車両は、水密構造になっているパッキング部分がわかる荷台部分も撮り、裏面に貼付すること。
 ※船舶の写真は、車両に準じてください。

- 【特別管理産業廃棄物】
- 1 廃油
 - 2 廃酸
 - 3 廃アルカリ
 - 4 感染性産業廃棄物
 - 5 特定有害産業廃棄物
 - ア 廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物
 - イ 廃水銀等
 - ウ 廃石綿等

備考
 写真はカラー写真とする(デジタルカメラを使用する場合は、フィルム写真と同等以上の画質のものに限る。インスタント写真は不可)。

メモ1 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の許可申請を同時に行う場合で、共用車両等がある場合
 2件以上の許可申請を同時に行う場合、添付書類のうち重複するものを省略することができますが、車両等の写真については、運搬する品目の表示が異なることから重複する書類とはなりません。
 なお、車検証等の写しは省略することができます。

メモ2 車検証の写しに賃貸借契約書等を添付したときは、次の事項を確認してください
 ①申請者名義で契約しているか ②対象車両の登録ナンバーが記載されているか ③賃貸等の期間は1年以上か、契約期間が切れていないか ④申請者の産業廃棄物収集運搬業の用に供することが明記されているか(明記されていない場合は、その旨の承諾書も添付) ⑤契約日が記載されているか ⑥当事者双方の押印があるか

記載例 事務所・駐車場の案内図及び駐車場の平面図

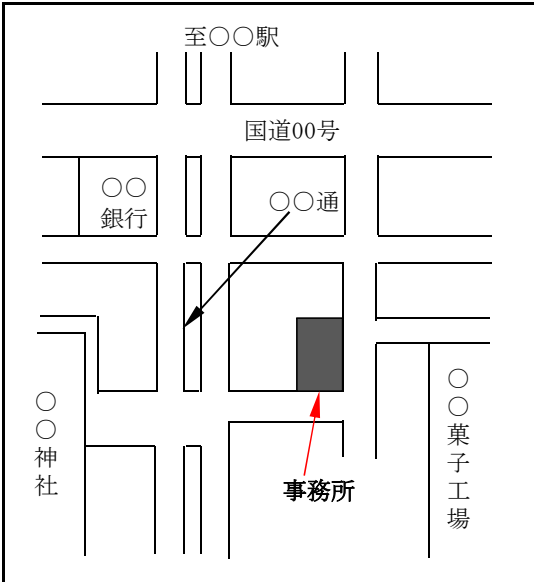
様式3

事務所・駐車場の案内図及び駐車場の平面図

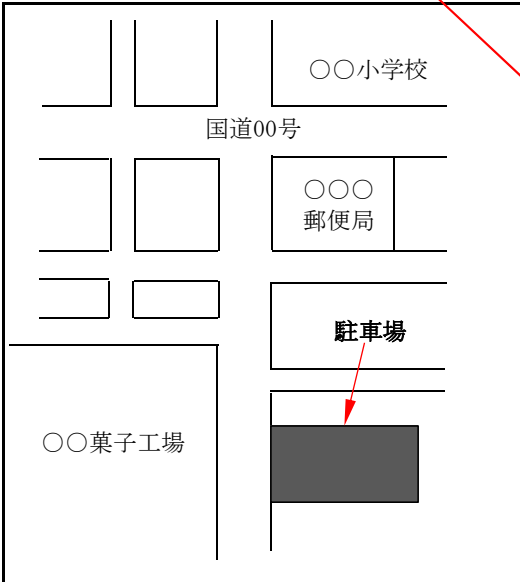
- 1 事務所の所在地 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地
-
- 2 駐車場の所在地 ○○県○○市□□町□□丁目□□番地（土地の表示 □□町○○番地）

駐車場が2か所以上ある場合は、駐車場ごとに1枚作成してください。この場合、事務所の所在地、案内図は、最初に添付するものに表示すればよい。

【事務所の案内図】



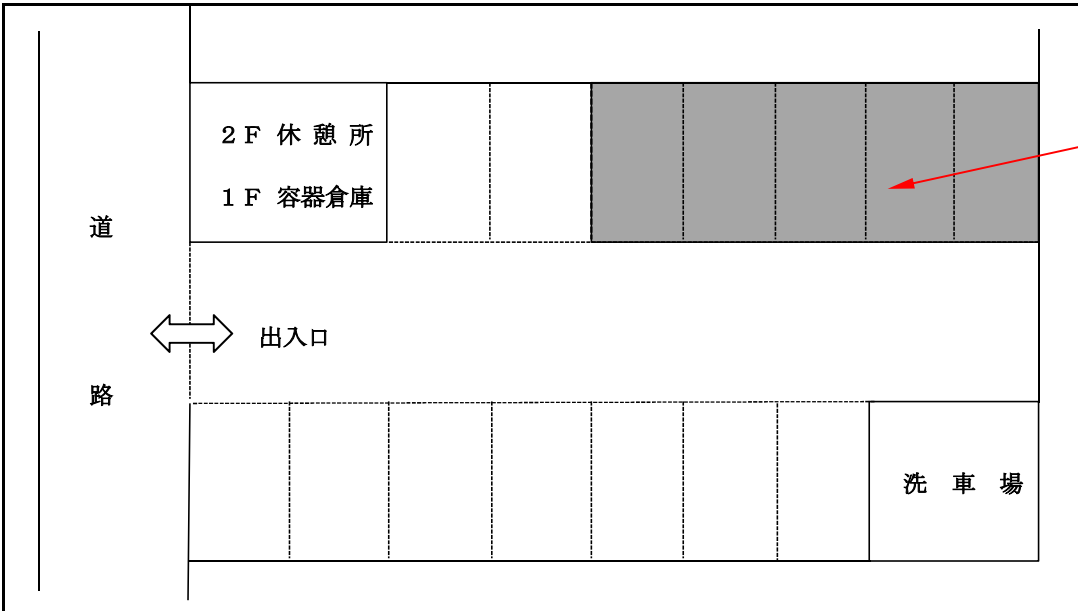
【駐車場の案内図】



登記事項証明書（土地の賃貸借契約等）の表示と一致している必要があります。住居表示と土地の表示が異なるときは土地の表示も併記してください。

備考 目標となるもの（公共施設、寺社等）を記入すること。付近に目標となるものがない場合は、広域図等の写しに事務所又は駐車場の位置を明示したものを補足資料として添付すること。

【駐車場の平面図】



収集運搬に使用する車両の駐車位置を明示してください。

備考 駐車場全体の様子がわかるよう図示するとともに、収集運搬に使用する車両の駐車位置を明示すること。

メモ 駐車場の賃貸借等契約書を添付したときは、次の事項を確認してください。

①申請者名義で契約しているか ②賃貸借等土地の所在地、面積等が明記されているか
 ③賃貸借等の期間は1年以上か、契約期間が切れていないか ④契約日が記載されているか
 ⑤当事者双方の押印があるか

記載例 誓約書

様式4

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇 〇 〇 〇 様

申請者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名 株式会社 〇 〇 〇 〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

法人にあつては登記簿に記載されている住所、名称等を、個人にあつては住民票に記載されている住所、氏名を、記載してください。

法人にあつては登記されている代表者印 個人にあつては実印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イ〜への内容

- イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者
ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
ニ 法人でその役員(※1)又は政令で定める使用人(※2)のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
ホ 個人で政令で定める使用人のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
へ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
※1 「法人でその役員」には、100分の5以上の株式を有する者等を含む。
※2 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの
1 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者をおくもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ〜トの内容

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
ロ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ハ この法律、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(※)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ニ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。)
ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
へ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者
※その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、
大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

記載例 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

様式5

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	20,000	
土地		
事務所		
収集運搬車両	17,000	
積替保管施設		
その他	3,000	
調 達 方 法	自己資金	10,000
	借入金	10,000
	(借入先名)	〇〇銀行〇〇支店
	その他	
	増資	
備考		
1 内訳欄は、事業計画に応じ、適宜項目を追加して記載すること。 2 金融機関等からの借入金による場合は、融資証明書(原本)を添付すること。 3 資金を必要としない場合には、「事業の開始に要する資金の総額」欄は「0」と表示して、金額欄にその理由を掲載すること。		

資金を必要としない場合は「0」と表示し、金額欄にその理由を記載してください。
 ※下段の記載例参照

借入金による場合は融資証明書(原本)を添付してください

メモ 資金を必要としない場合の「理由」の記載例

- ・新規申請の場合 ⇒ 既に〇〇〇業を営んでおり、収集運搬業を行うに必要な施設等を有しているので、新たな資金は不要
- ・更新申請の場合 ⇒ 現有施設等により、収集運搬業の継続が可能であるので、新たな資金は不要
- ・事業範囲変更申請の場合 ⇒ 現有施設等により、新たな品目の収集運搬が可能であるので、新たな資金は不要

記載例 資産に関する調書

様式7

資産に関する調書（平成〇〇年〇〇月〇〇日 現在）

この調書は、申請者が個人の場合にのみ作成してください。共有の資産も含みます。

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金	定期預金、普通預金	〇口	5,000
有価証券	株券（〇〇万円券ほか）	〇枚	10,000
未収入金	〇〇売却ほか	〇口	1,000
売掛金	〇〇代金	〇口	1,000
受取手形	約束手形	〇通	3,000
土地	居宅・事務所敷地、山林など	〇筆、〇〇〇㎡	15,000
建物	居宅、事務所など	〇棟、〇〇〇㎡	8,000
備品	机、椅子、事務機器など	〇〇点	1,000
車両	普通貨物、コンテナなど	普通貨物 〇台 その他 〇点	20,000
その他			
資 産 計			64,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金	〇〇銀行〇〇支店	〇口	10,000
短期借入金	××銀行××支店	〇口	1,000
未払金	運搬車両購入代金	〇台分	5,000
預り金	従業員源泉所得税	〇人分	500
前受金	手付金	〇口	2,000
買掛金	〇〇代金	〇口	5,000
支払手形	約束手形	〇通	5,000
その他			
負 債 計			28,500

残高証明を添付してください。

固定資産評価額を記載し、当該証明書を添付してください。

申請者が時価で評価してください。

営業権、地上権、その他無形固定資産の権利などを記載してください。

記載例 従業員名簿

様式8

従業員名簿 (平成〇〇年〇〇月〇〇日 現在)

番号	氏名	住所	担当業務の内容	備考
1	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	業務全般	政令使用人
2	□ □ □ □	□□県□□市□□町〇〇〇番地	事務	
3	× × × ×	〇〇県□□市××町〇〇丁目〇〇番地	運転業務	兼積卸作業
4	◇ ◇ ◇ ◇	××県××郡××町××〇〇番地	〃	〃
5	△ △ △ △	〇〇県××市□□〇〇〇番地〇	積卸作業	兼運転業務
備考 収集運搬業に従事するすべての従業員を記載すること。ただし、役員を除く。				

事業計画の概要書(様式1・その3)に記載した従業員について、次の順に記載してください。
 ①政令使用人
 ②事務員
 ③運転手
 ④作業員
 ⑤その他

事業計画の概要書に記載した年月日を記載してください。

兼務のときは、主たる業務を「担当業務の内容」の欄に記入し、兼務業務を備考欄に記入してください。

記載例 許可申請書(更新申請の場合)

※特別管理産業廃棄物の更新許可申請書(様式第十二号)についても、この例によって記載してください。

様式第六号(九条の二関係)

(第1面)

新規 **更新**

「更新」を○で囲んでください。

提出する日を記入してください。

該当するものを○で囲んでください。

現在の許可内容を添付した許可書(写)のとおり記載してください。又、取り扱う産業廃棄物に、石綿含有産業廃棄物を「含む」か「含まない」かを必ず記載してください。

積替・保管を行わない場合は、記載の必要がありません。

登録済運搬車両等及び併用する容器等を記載してください。
※更新の際に車両等を変更したときは、変更後の内容を記載し、変更事項確認書に關係書類を添付してください。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様	
<p>法人にあっては登記簿に記載されている住所、名称等を、個人にあっては住民票に記載されている住所、氏名を、記載してください。</p>	<p>申請者 〒000-0000 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 氏名 株式会社 ○ ○ ○ ○ 代表取締役 ○ ○ ○ ○ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 000-0000-0000 担当者名</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可をけたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p> <p>品目名には、通し番号を付してください。</p>	<p>1 事業の区分 積替え、保管を (行う 行わない) 2 取り扱う廃棄物 ①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃プラスチック類(自動等破砕物を除く) ⑤金属くず(自動車等破砕物を除く) ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く) ⑦がれき類 (④⑥⑦については、石綿含有産業廃棄物を含む) (①②③⑤については、石綿含有産業廃棄物を含まない)</p>
事務所及び事業場の所在地	<p>事務所 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 電話番号 000-0000-0000</p>
	<p>事業場 電話番号</p>
事業の用に供する施設の種類及び数量	<p>1 車両；3台(3種類) 2 容器；ドラム缶 5本(2種類) ポリエチレン缶 3本(1種類)</p>
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事務処理欄	

注 添付書類の記載については、P13~P16、P21によってください。

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名		許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
	〇〇県		第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	
	〇〇市		平成〇〇年〇〇月〇〇日申請	
申請者（個人である場合）				
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所	
(法人である場合)				
(ふりがな)名称		住	所	
〇〇〇〇〇〇 株式会社		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地		
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）				
(個人である場合)				
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所	
(法人である場合)				
(ふりがな)名称		住	所	
役員（法定代理人が法人である場合）				
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所	
	役職名・呼称			
役員（申請者が法人である場合）				
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所	
	役職名・呼称			
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		
	代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地		
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	〇〇〇		
	取締役	××県××市××町××丁目××番地		
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地		
	監査役	同上		

事業範囲変更許可申請書の2面とは様式が違いますので注意してください。

申請中のものも記載してください。該当ない場合には、「該当なし」と記載してください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。

許可証の写しは更新に係るもの以外は添付を要しません。

申請者が個人である場合はこの欄に記載してください。

該当ない場合には、「該当なし」と記載してください。

外国人にあっては国籍を記載してください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。

※ 氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付してください。

(第3面)

発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき)

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	3,000,000円
(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本 籍	
		割合	住 所	
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	400株	□□県□□市□□町□□番地	
		40%	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	100株	〇〇〇 ←	
		10%	××県××市××町××丁目×番地	
〇〇〇〇建設		500株		
		50%	□□県□□市□□町□□丁目□□番地	
この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。		%		
		%		
		%		

外国人にあつては国籍を記載してください。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
〇〇〇〇〇〇〇〇 △△△△△	昭00.00.00	△△県△△市△△町△△丁目△△番地 ←
	△△支店長	同上
↑		この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。

外国人にあつては国籍を記載してください。

備考

- ※欄は記入しないこと
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

この欄は県収入証紙貼付欄です。申請書をパソコン等で作成する場合は、必ずこの欄を作ってください。

※ 氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付してください。

該当ない場合には、「該当なし」と記載してください。

●令第6条の10に規定する使用人とは
申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

- 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有するものを置くもの

記載例 事業範囲変更許可申請書（品目の追加の場合）

※特別管理産業廃棄物の事業範囲変更許可申請書(様式第十六号)についても、この例によって記載してください。

様式第十号(第十条の九関係)

(第1面)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

申請者 〒 000-0000
 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
 株式会社 〇〇〇〇
 氏名 代表取締役 〇〇〇〇
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 担当者名

法人にあつては登記簿に記載されている住所、名称等を、個人にあつては住民票に記載されている住所、氏名を、記載してください。

提出する日を記入してください。

収集運搬業を○で囲んでください。

許可証にある許可年月日、許可番号を記載してください。

該当するものを○で囲んでください。

現在の許可内容を添付した許可書(写)のとおりに記載してください。

取り扱う産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物を「含む」か「含まない」かを必ず記載してください。変更の内容で「含む」場合はそれに伴う事業計画が必要です。

変更後「廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の3品目が同時に入ることとなるときは、「変更の内容」の欄に、「自動車等破砕物を「含む」か「除く」かを必ず記載してください。
 ※現許可に上記3品目がなく、家電4品目のみの運搬を追加する場合は、「特定家庭用機器廃棄物に限る」と記載してください。

追加する品目の収集運搬に使用するすべての運搬車両等(登録済のもの)及びその他の運搬施設の種類、数量を記載してください。
 ※事業範囲の変更の際に車両等を変更したときは、変更後の内容を記載してください。(P26(注2)参照)

産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	1 事業の区分 積替え、保管を(行う 行わない) 2 取り扱う廃棄物 ①汚泥(建設工事に係るものに限る。) ②廃プラスチック類 ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ④がれき類 (②③④については、石綿含有産業廃棄物を含む) (①については、石綿含有産業廃棄物を含まない)
変更の内容	⑤廃油 ⑥木くず ⑦紙くず ⑧金属くず の追加 (⑤⑥⑦⑧については、石綿含有産業廃棄物を含まない) (②③④は自動車等破砕物を除く。)
変更理由	排出事業者から収集運搬の依頼があるため品目を追加
変更に係る事業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	1 運搬車両; 3台(3種類) 2 運搬容器; コンテナ(1種類)1個 ドラム缶(2種類)5本
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

品目名には通し番号を付してください。

変更する内容を記載してください。

注 添付書類(事業計画の概要書を除く。)の記載については、P11、13~16、P21によってください。

新規・更新許可申請書の2面とは様式が違いますので注意してください。

申請者が個人であるときは、この欄に記載してください。

該当しない場合には、「該当なし」と記載してください。

外国人にあつては国籍を記載してください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付し

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍	住 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住 所	
〇〇〇〇〇〇 株式会社		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍	住 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住 所	
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍	住 所
	役職名・呼称	住 所	
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍	住 所
	役職名・呼称	住 所	
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
	代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	〇〇〇	
	取締役	××県××市××町××丁目××番地	
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地	
	監査役	同上	

※ 氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付してください。

(第3面)

発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき)

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	3,000,000円
(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	400株	□□県□□市□□町□□番地	
		40%	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	100株	〇〇〇 ←	
		10%	××県××市××町××丁目×番地	
〇〇〇〇建設		500株		
		50%	□□県□□市□□町□□丁目□□番地	
この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。		%		
		%		
		%		

外国人にあっては国籍を記載してください。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
〇〇〇〇〇〇〇〇 △△△△△	昭00.00.00	△△県△△市△△町△△丁目△△番地 ←
	△△支店長	同上
この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。		

外国人にあっては国籍を記載してください。

備考

- ※欄は記入しないこと
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

この欄は県収入証紙貼付欄です。申請書をパソコン等で作成する場合は、必ずこの欄を作ってください。

※ 氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付してください。

該当ない場合には、「該当なし」と記載してください。

●令第6条の10に規定する使用人とは

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

- 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有するものを置くもの

記載例 事業計画の概要書

様式1 (その1)

事業計画の概要書

1 事業の全体計画 (事業範囲の変更の場合には、変更に係る計画を記載すること)

(1) 事業の概要

例1; 排出事業者の依頼を受け、〇〇の製造過程で発生する産業廃棄物を中間処分場に搬入する予定である。

例2; 下請けとして行う建設(家屋解体)工事現場から発生する産業廃棄物を中間(最終)処分場に収集運搬する予定である。

(2) 予定排出事業者

ア 事業者の住所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

イ 氏名又は名称

株式会社 〇〇〇〇

ウ 業種

〇〇業

日本標準産業分類の中分類に該当するものを記載してください。(P33参照)

エ 排出場所

例1; 〇〇県××市××町〇〇番地

例2; 〇〇県内の建設(家屋解体)工事現場

オ 電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(3) 収集運搬する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類、運搬量及び予定運搬先等

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類 (許可申請品目)	1ヶ月当り運搬量 (t, m ³)	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	性状	予定運搬先	
				搬入先事業者の氏名又は名称	処理施設の所在地
1 廃油 (石綿含有産業廃棄物を含まない)	20m ³	なし	液状	××××(株)	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇番地
2 金属くず (石綿含有産業廃棄物を含まない)	8t	なし	固形状	〇〇〇〇(株)	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇番地
3 木くず (石綿含有産業廃棄物を含まない)	10t	なし	固形状		
4 紙くず (石綿含有産業廃棄物を含まない)	5t	なし	固形状		
5					
6					
7					
8					

備考

- 許可申請品目に応じた排出事業者ごとに1枚作成することとし、予定運搬先が2箇所以上あるときは、許可申請品目を予定運搬先ごとに記載すること(予定運搬先が異なるごとに区分線を入れる)。
- 許可申請品目が記載しきれないときは、この様式(当該部分)の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

事業の全体計画(1)~(3)は、追加する品目について排出事業者ごとに作成してください。
※事業計画⇒P6

混合廃棄物を扱う場合は、その名称を記載してください。
(P6[注1]参照)

産業廃棄物を積込む場所を記載してください。
その場所が建設工事現場等で特定できない場合は、次のように記載してください。
(例) 〇〇地域
〇〇市の現場

※排出場所が千葉県知事の許可区域外にあるときは、その区域を管轄する都道府県知事等の収集運搬業の許可も必要です。(当該許可証の写しの添付を要す。)

品目に応じた搬入先が必要です。
品目は、予定運搬先ごとに記載し、予定運搬先が異なるごとに区分線を入れてください。

※処理施設等の所在地が千葉県知事の許可区域外にあるときはその区域を管轄する都道府県知事等の収集運搬業の許可も必要です。(当該許可証の写しの添付を要す。)
また、特別管理産業廃棄物の品目に限り、運搬先の処分業許可証の写しを要す。

この欄にすべてを記載することができないときは、この様式の例により作成した続紙に記載し添付してください。

申請する車両等に見合う数量を記載してください。

積替え保管を行わない場合は、「なし」と記載してください。

性状(外観形状)は、液状、泥状、固形状、粉粒状の区分により記載してください。

様式1 (その2)

2 運搬施設の概要									
(1) 車両・船舶・容器等									
種別・用途 (名称)	形状	登録番号	積載量(容器 の容量・数量)	新規	廃止	継続	産廃	特管	(該当欄に○印を付す)
1 普通貨物	ダンプ	〇〇11し1112	2.0t			○	○		
2 "	脱着装置付き コンテナ専用車	〇〇11す3131	4.7t			○	○	○	
3 "	キャブオーバー	〇〇11せ5252	9.5t	○			○		
4 コンテナ	船底形		8㎡×3個			○	○		
5 ドラム缶	オープン蓋付き		200ℓ×3本			○	○		
6 "	クローズ		200ℓ×2本	○			○		
7									
8									
9									
10									
11									
12									
(2) その他の運搬施設									
備考									
1 許可申請品目の収集運搬に使用するすべての運搬施設を記載することとし、記載しきれないときは、この様式(当該部分)の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。									
2 変更届の場合は、既に届出したすべての車両等と、新たに届出する車両等を記載すること。									

追加する品目の収集運搬に使用するすべての運搬施設を記載してください。
〔注1〕

登録済車両等は継続の欄に、追加品目の許可を待って使用を開始する車両等は新規の欄に○印を付してください。
〔注2〕

産廃と特管の共用的な場合は、両方に○印を付してください。

容器は、容量と数量を記載してください。

車検証に表示のとおり記載してください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この様式の例により作成した続紙に記載し添付してください。

注1 取り扱う産業廃棄物と運搬施設 ⇒ P8

注2 車両の新規登録は、変更届出書(様式第11号又は様式第17号)によりますが、追加品目の運搬に供するために新たに登録(許可を待って使用を開始)する車両に限り、事業範囲変更許可申請時に届出(変更事項確認書(P21)による。)することとして差し支えありません。

様式1 (その3)

3 収集運搬業務の具体的な計画

(1) 運搬方式

車両による

(2) 運搬方法

・汚泥

性状により、水密構造のダンプ又はバキューム車で運搬する。

・廃油

クローズドラム缶に入れ、キャブオーバーで、荷台にロープで固定し運搬する。

・廃酸、廃アルカリ

耐酸性、耐アルカリ性の密閉可能なポリエチレン缶に入れ、平ボディ車で、荷台全体をシートで覆い運搬する。

・金属くず

蓋付きオープンドラム缶に入れ、キャブオーバーで、荷台にロープで固定し運搬する。また、必要に応じ、荷台全体をシートで覆う。

・木くず、がれき類

ダンプに直積し、荷台全体をシートで覆い運搬する。

・感染性産業廃棄物

排出者においてバイオハザードマークを付した容器に入れ、密閉された状態で、保冷車で運搬する。

・石綿含有産業廃棄物については、梱包しシートで覆い、他の廃棄物と混合しないように仕切りを設けて運搬する。

(3) 収集運搬業務を行う時間、休業日

・業務時間；午前8時から午後5時まで

・休業日；日曜、祭日

(4) 収集運搬業に従事する従業員数（平成〇〇年〇〇月〇〇日現在）

① 役員	②政令第6 条の10に 規程する使 用人	③ 事務員	④ 運転手	⑤ 作業員	⑥ その他	合 計 (①～⑥まで)
3 人	1 人	(1) 1 人	2 人	(1) 1 人	(1) 人	(3) 8 人

備考

運搬方法は、許可申請品目ごとに、それに応じた運搬方法を記載すること。なお、同一の方法によるものは、品目を一括して記載してさしつかえないこと。

(1)～(3)は、追加する品目に係る計画を記載し、(4)は、既許可品目を含む全体計画を記載してください。

許可申請品目ごとにそれに応じた運搬方法を記載してください。同一の方法によるものは、品目を一括して記載してさしつかえありません。

※廃棄物の運搬は、廃棄物が飛散、流出、悪臭を発散させない方法(車両だけの運搬では産業廃棄物が飛散、流出、悪臭が発散するおそれがある場合は容器等を用いる)で運搬する必要があります。

申請者の使用人であっても、収集運搬業に従事しない者は、除きます。

申請者が個人の場合は、役員を申請者と読み替えて記載してください。

兼務の者がいる場合は()書きで記載してください。

様式1 (その4)

4 環境保全措置の概要

(1) 収集運搬に際し講ずる措置

- ・ 分別収集、運搬に心がける。
- ・ 性状により、それに応じた容器等を併用し、流出、飛散、悪臭発散の防止に努める。
- ・ 収集運搬は迅速に行う。
- ・ 車両、容器等は常に清潔な状態であるよう努める。
- ・ 収集運搬の際の非常時に備え、定期的に従業員の訓練を行う。
- ・ 石綿含有産業廃棄物については、破砕することのないように取り扱いに注意する。

既許可品目を含む
収集運搬事業にお
ける環境保全対策
を記載してください。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

なし

(3) その他

その他の事項につ
いて、講ずる措置が
あれば、記載してく
ださい。

記載例 変更届出書(申請者の住所・車両・駐車場・役員等の変更の場合)

※特別管理産業廃棄物処理業廃止変更届出書(様式第十七号)についても、この例によって記載してください。

様式第十一号(第十条の十関係)

産業廃棄物処理業 廃止変更 届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇 〇 〇 〇 様

届出者 〒 000-0000
 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
 氏名 株式会社 〇 〇 〇 〇
 代表取締役 〇 〇 〇 〇
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 000-000-0000
 担当者名

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第 0 1 2 0 0 0 3 4 5 6 7 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	(住所の変更) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 (車両の変更) 5台 (3種類) (駐車場の変更) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 3台 (2種類) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
--	---	--

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	住 所
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	本 籍	△△県〇△市〇△町〇〇丁目〇〇番地
××××	株 主	住 所	同上
	株 主	住 所	(5%以上の株主でなくなった。)
		本 籍	
		住 所	

廃止又は変更の理由 (住所の変更) 本社の移転 (車両の変更) 入れ替え及び増車
 (役員の変更) 任期満了による交代 (駐車場の変更) 増設
 (株主の変更) 株式の譲渡

備考
 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

変更届は、10日以内に提出しなければなりません。なお、法人にあつて登記事項証明書の添付を必要とする場合には、30日以内に提出してください。

変更が生じたときは、その都度提出してください。

提出する日を記入してください。

「変更」を○で囲んでください。

許可証に表示の許可年月日、許可番号を記載してください。

「変更」を○で囲んでください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。

新しく役員等になった者又は役員等でなくなった者を記載し、新旧対照表を添付してください。

※ 氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付けてください。

- 規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項とは
 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に係る次の者
- 1 法定代理人
 - 2 役員
 - 3 発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
 - 4 政令使用人

記載例 新旧対照表(役員、株主の変更の場合)

《役員の変更の場合》
様式10

役員、株主等、政令
使用人は、それぞれ
1枚作成してください。

新旧対照表(役員・**株主等**・政令使用人)

新			旧		
役職名 又は呼称	氏名	保有する株式 の数又は出資 の金額 割合	役職名 又は呼称	氏名	保有する株式 の数又は出資 の金額 割合
代表取締役	千葉 一郎	-----	代表取締役	千葉 一郎	-----
取締役	○ 千葉 次郎	-----	取締役	○ 千葉 花子	-----
監査役	市川 太郎	-----	監査役	市川 太郎	-----
		-----			-----

該当するものを○で
囲んでください。

届出の対象となった
者に○印を付してくだ
さい。

備考
1 役員、株主等、政令使用人は、それぞれ1枚作成すること。
2 新旧とも、すべての役員、株主等、政令使用人を記載することとし、届出の対象となった者の氏名に○印を付すこと。
3 役員、政令使用人の変更の場合は、株式等の欄(株主等の変更の場合は役職名等の欄)は記載を要しないこと。

《株主の変更の場合》
様式10

該当するものを○で
囲んでください。

新旧対照表(役員・**株主等**・政令使用人)

新			旧		
役職名 又は呼称	氏名	保有する株式 の数又は出資 の金額 割合	役職名 又は呼称	氏名	保有する株式 の数又は出資 の金額 割合
	千葉 一郎	100株 ----- 66.7%		千葉 一郎	100株 ----- 66.7%
	○ 千葉 次郎	50株 ----- 32.3%		○ 千葉 花子	30株 ----- 20%
		-----		○ 千葉 次郎	20株 ----- 12.3%
		-----			-----

届出の対象となった
者に○印を付してくだ
さい。

記載例 運搬施設の概要(車両の変更の場合)

様式1 (その2)

2 運搬施設の概要								
(1) 車両・船舶・容器等								
種別・用途 (名称)	形状	登録番号	積載量(容器 の容量・数量)	新規	廃止	継続	産廃	特管
				(該当欄に○印を付す)				
1	普通貨物	ダンプ	〇〇11さ1111	3.7 t	○			
2	〃	キャブオーバー	〇〇11し1212	2.0 t			○	○
3	普通特殊	タンク車	〇〇11す3131	9.5 t			○	○
4	普通貨物	ダンプ	〇〇11す3131	3.7 t	○		○	
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
(2) その他の運搬施設								
備考								
1 許可申請品目の収集運搬に使用するすべての運搬施設を記載することとし、記載しきれないときは、この様式(当該部分)の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。								
2 変更届の場合は、既に届出したすべての車両等と、新たに届出する車両等を記載すること。								

既に登録したすべての車両等と、新たに登録する車両等を記載し、該当欄に○印を付してください。
 ※容器及びこれに準ずるものは、届出を要しません。

廃止の場合は、○印は付しません。

産廃・特管の共用の場合は、両方に○印を付してください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この様式の例により作成した続紙に記載し添付してください。

注 取り扱う産業廃棄物と運搬施設 ⇒ P8

記載例 廃止届出書(事業の廃止・取り扱う品目の一部廃止の場合)

※特別管理産業廃棄物処理業廃止変更届出書(様式第十七号)についても、この例によって記載してください。

様式第十一号(第十条の十関係)

事業の全部又は一部を廃止したときは、10日以内に届出なければなりません。

**産業廃棄物処理業 廃止 届出書
変更**

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

届出者 〒 000-0000
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名 株式会社 ○ ○ ○ ○
代表取締役 ○ ○ ○ ○
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 000-000-0000
担当者名

法人にあつては登記簿に記載されている住所、名称を、個人にあつては住民票に記載されている住所、氏名を、記載してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第 01200034567 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において変更して準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	<p>例1 (全部廃止の場合) なし</p> <p>例2 (取り扱い品目の一部廃止) 動物性残渣を除く許可品目</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を除く。)</p> <p>添付の許可証写しのとおり。</p>
変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
		本 籍
		住 所
		本 籍
		住 所
		本 籍
		住 所
廃止又は変更の理由	<p>例1 産業廃棄物収集運搬業を業として行わないこととしたため</p> <p>例2 建設系廃棄物のみを扱うこととしたため</p>	
備考		
<p>1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。</p> <p>2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</p>		

提出する日を記載してください。

「廃止」を○で囲んでください。

許可証に表示の許可年月日、許可番号を記載してください。

「廃止」を○で囲んでください。

※ 氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付してください。

日本標準産業分類（平成25年10月改定）中分類項目

大分類・中分類	大分類・中分類	大分類・中分類	大分類・中分類
A 農業・林業	29 電気機械器具製造業	59 機械器具小売業	84 保健衛生
01 農業	30 情報通信機械器具製造業	60 その他の小売業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
02 林業	31 輸送用機械器具製造業	61 無店舗小売業	Q 複合サービス事業
B 漁業	32 その他の製造業	J 金融業・保険業	86 郵便局
03 漁業(04を除く)	F 電気・ガス・熱供給・水道業	62 銀行業	87 協同組合(他に分類されないもの)
04 水産養殖業	33 電気業	63 協同組織金融業	R サービス業(他に分類されないもの)
C 鉱業・採石業・砂利採取業	34 ガス業	64 貸金業・クレジットカード業等非預金信用機関	88 廃棄物処理業
05 鉱業・採石業・砂利採取業	35 熱供給業	65 金融商品取引業・商品先物取引業	89 自動車整備業
D 建設業	36 水道業	66 補助的金融業等	90 機械等修理業(別掲を除く)
06 総合工事業	G 情報通信業	67 保険業(保険媒介代理業・保険サービス業を含む)	91 職業紹介・労働者派遣業
07 職別工事業(08を除く)	37 通信業	K 不動産業・物品賃貸業	92 その他の事業サービス業
08 設備工事業	38 放送業	68 不動産取引業	93 政治・経済・文化団体
E 製造業	39 情報サービス業	69 不動産賃貸業・管理業	94 宗教
09 食料品製造業	40 インターネット付随サービス業	70 物品賃貸業	95 その他のサービス業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	41 映像・音声・文字情報制作業	L 学術研究・専門及び技術サービス業	96 外国公務
11 繊維工業	H 運輸業・郵便業	71 学術・開発研究機関	S 公務(他に分類されるものを除く)
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	42 鉄道業	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	97 国家公務
13 家具・装備品製造業	43 道路旅客運送業	73 広告業	98 地方公務
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	44 道路貨物運送業	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	T 分類不能の産業
15 印刷・同関連業	45 水運業	M 宿泊業・飲食サービス業	99 分類不能の産業
16 化学工業	46 航空運輸業	75 宿泊業	
17 石油製品・石炭製品製造業	47 倉庫業	76 飲食店	
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	48 運輸に附帯するサービス業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
19 ゴム製品製造業	49 郵便業(信書便事業を含む)	N 生活関連サービス業・娯楽業	
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	I 卸売業・小売業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	
21 窯業・土石製品製造業	50 各種商品卸売業	79 その他の生活関連サービス業	
22 鉄鋼業	51 繊維・衣服等卸売業	80 娯楽業	
23 非鉄金属製造業	52 飲食料品卸売業	O 教育・学習支援業	
24 金属製品製造業	53 建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	81 学校教育	
25 はん用機械器具製造業	54 機械器具卸売業	82 その他の教育・学習支援業	
26 生産用機械器具製造業	55 その他の卸売業	P 医療・福祉	
27 業務用機械器具製造業	56 各種商品小売業	83 医療業	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	57 織物・衣服・身の回り品小売業		
	58 飲食料品小売業		